

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
その翌日)

目 次

- ◇ 規 則
県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示
新たに生じた土地の確認
字の区域の変更
自衛官の募集
保険医療機関等の指定
- ◇ 教委規則
鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 人委規則
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告
砂利採取業務主任者試験の実施

規 則

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第五十四号

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則

(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の鳥取県営鳥取武道館及び鳥取県営米子武道館の項中「及び

鳥取県営米子武道館」を「鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和五十八年三月一日現在の地番による。）

新たに生じた土地の面積

先 岩美町大字浦富字ニタ股三一八九の一一の地

二二七・九九平方メートル

鳥取県告示第五百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十八年三月一日現在の地番による。）

大字浦富字ニタ

大字浦富字ニタ股の全域

大字浦富字ニタ股三一八九の一一の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第五百七十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四条及び第一百七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和五十八年度第二次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 採用する自衛官

1 男子については、二等陸士及び二等空士とする。

2 女子については、二等陸士、二等海士及び二等空士とする。

二 募集期間

1 男子

(一) 二等陸士については、昭和五十八年七月一日から同年九月三十日までとする。

(二) 二等空士については、昭和五十七年九月一日から同年九月三十日までとする。

2 女子については、昭和五十八年九月十九日から同年十月十五日までとする。

三 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

2 女子については、昭和五十八年十月二十日とする。

四 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八一三

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町七〇九

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町三二七

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市両三柳二六〇三

陸上自衛隊米子駐屯地

五 採用予定月

1 男子については、募集期間中の毎月とする。

2 女子については、昭和五十九年三月とする。

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第五百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
早瀬 医院	鳥取市川端五丁目一〇六	昭和五十八年六月十五日
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九一三八	昭和五十八年六月二十九日
戸口田整形外科医院	米子市上福原一五九四	昭和五十八年六月十五日
大石小児科	倉吉市西仲町二六四七	昭和五十八年六月三十日
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一一	昭和五十八年六月二十二日
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目一五二	昭和五十八年六月二十三日
田中薬局	東伯郡東郷町大字旭四〇五	昭和五十八年六月十五日

教育委員会規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年六月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則（昭和四十六年六月鳥取県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び鳥取県営米子武道館」を「鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館」に改める。

様式第一号から様式第五号までの規定中「(細野・米子)」「(細野・米子・岬岬)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。
- 2 改正前の鳥取県営武道館の管理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年六月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

日野郡江府町大字大河原
三四三番地

江尾小学校大河原分校

を

日野郡江府町大字大河原
五一〇番地

江尾小学校米原分校

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年六月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中42の項を削り、43の項を42の項とし、44の項から48の項までを43の項から47の項までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

砂利採取法（昭和49年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和58年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和58年 6月28日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試験の時間
丁 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から 正午まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和58年7月29日（金）

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県庁第二庁舎 8階第23会議室

3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に

はり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和58年7月1日(金)から同月14日(木)まで(郵送の場合は、昭和58年7月14日(木)までの消印のあるものは、有効とする。)

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 不明な点は、住所地を管轄する土木出張所に問い合わせること。